

令和7年第1回江差町議会定例会資料（No.2）

資料31：パートナーシップ宣誓制度【議案第31号関係】	…P	1
資料32：江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例 新旧対照表【議案第32号関係】	…P	3
資料33：江差町過疎地域持続的発展市町村計画（変更）【議案第33号関係】	…P	5

パートナーシップ宣誓制度について

1 制度導入の趣旨・背景

近年、LGBTQ（性的指向が異性愛のみではない者、又は性自認が戸籍上の性別と異なる者をいう。）についての認知は広がりつつある一方で、依然として社会の理解は進んでおらず、LGBTQの方は偏見や差別等、社会生活においても様々な困難を抱えがちな現状があります。

このような現状の中、全国の自治体において制度導入の動きが増し、全国で459を超える自治体が導入（2024年6月28日現在）しており、道内では28市町の自治体がパートナーシップ宣誓制度を導入し、渡島・檜山管内でも函館市及び北斗市がパートナーシップ制度を既に導入しており、性の多様性が尊重される社会づくりの機運が高まっています。

以上のような社会全体の関心の高まり等の状況を鑑み、江差町において、誰にとっても望まない要因のゼロ化を目指す「不幸ゼロのまち」の実現の一環として、LGBTQの方一人ひとりが個人として尊重され、自分らしく安心して暮らしていける地域づくり、多様性が尊重される社会づくりを進めていく取組の一つとして、「パートナーシップ宣誓制度」を導入するものです。

2 制度導入にあたっての視点（制度の概要等）

戸籍上の性別にとらわれず、お互いを人生のパートナーとして助け合い、協力しあって生活を共にすると約束した、二人が、町長に対してパートナーシップである旨を宣誓し、町が宣誓書受領証や宣誓書受領証カードを交付する制度です。この制度は法律上の効果（相続、税金の控除等）が生じるものではありませんが、この制度を通して、①町民のみなさまの性の多様性やLGBTQの方々への理解が深まり、②誰もが人生のパートナーと安心して暮らすことのできる社会の実現を目指すものです。

3 条例（案）及び規則（案）

条例（案）については、議案のとおり

規則（案）については、手引きに資料として添付

4 パブリックコメントの結果

令和7年1月29日（水）から令和7年2月27日（木）まで、パブリックコメントを実施した結果、5名の方から意見が寄せられました。（3名は賛成、1名は参考意見、1名は反対）

そのうち1名の方からの意見を受け、条例（案）の第8条第3項について、修正を加えました。

5 導入時期

令和7年4月1日

江差町再生可能エネルギー事業の推進と地域との共生に関する条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正後	改正前	備考
<p>(再エネ事業実施の届出)</p> <p>第14条 発電事業者は、再エネ事業を実施しようとするときは、再エネ事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出をする前に、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。<u>ただし、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律(平成30年法律第89号)によるものについては適用しない。</u></p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(指導、助言及び勧告)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>(命令)</p> <p>第21条 町長は、<u>前条の規定による勧告を受けた者が正当な理由がなく、その勧告に係る措置を取らなかった場合において、その者に対し、相当の猶予期間を付けて、その勧告に係る措置をとることを命ずることができる。</u></p>	<p>(再エネ事業実施の届出)</p> <p>第14条 発電事業者は、再エネ事業を実施しようとするときは、再エネ事業に係る法令の規定に基づく許認可等の申請又は届出をする前に、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(指導、助言及び勧告)</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p>	<p>・「ただし、」以下を追加。</p> <p>・第21条「命令」規定追加。</p>

<p><u>(公表)</u></p> <p><u>第22条</u> 町長は、前条に規定する命令を受けた者がその命令に違反したと認めるときは、その者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに命令の内容を公表することができる。</p> <p><u>2</u> 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、公表の対象となる者の意見を聴く機会を設ける等必要な措置を講じなければならない。</p> <p><u>(罰則)</u></p> <p><u>第23条</u> 町長は、正当な理由がなく第21条の規定による命令に従わない者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(協議会の設置)</p> <p><u>第24条</u> 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第25条</u> 略</p>	<p>(公表)</p> <p><u>第21条</u> 町長は、前条第2項の規定による勧告を受けた発電事業者が、正当な理由がなくこれに従わなかったときは、当該発電事業者の氏名及び住所並びに当該勧告の内容を公表することができる。</p> <p>(協議会の設置)</p> <p><u>第22条</u> 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第23条</u> 略</p>	<p>・改正前第21条「公表」を削り、改正後第22条「公表」として新たに追加。</p> <p>・「勧告に従わなかったとき」から「命令を受けた者がその命令に違反したと認めるとき」公表すると改正。</p> <p>・第2項で意見を聴く機会の付与を規定。</p> <p>・第23条「罰則」の規定追加。</p>
<p>(協議会の設置)</p> <p><u>第24条</u> 略</p> <p>2・3 略</p> <p>(委任)</p> <p><u>第25条</u> 略</p>	<p>・第23条を追加することで、「協議会の設置」「委任」の規定が2条ずつ繰り下がる。</p>	

江差町過疎地域持続的発展市町村計画【変更】

変更前				変更後				変更の理由
(3) 計画								
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 子育て環 境の確保、 高齢者等 の保健及び福 祉の向上及 び増進	(追加)				(1) 児童福祉施設			
	(追加)	(追加)	(追加)		子育て支援センター	子育て支援センター整備	町	
	(4) 介護老人保健施設	(略)	(略)		(4) 介護老人保健施設	(略)	(略)	
	(8) 過疎地域持続的発展 特別事業	(略)	(略)		(8) 過疎地域持続的発展 特別事業	(略)	(略)	

事業及び事業内
容の追加のため